

口座振替規定

1. 株式会社滋賀銀行（以下「銀行」といいます。）に請求書が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払います。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしないものとします。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を返却できるものとします。
3. この契約を解除するときは、預金者から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、預金者からとくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものととして取扱えるものとします。
4. この預金口座振替について紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行は責任を負いません。
5. (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)